

官報

号外 平成二年六月七日

○第一百十八回 衆議院會議録 第二十三号

平成二年六月七日(木曜日)

議事日程 第十五号

平成二年六月七日

午後二時開議

- 第一 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、関東運輸局埼玉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めらるの件
- 第三 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(福島護二君外四名提出)

○本日の會議に付した案件

- 平成二年度一般會計予算外二件兩院協議會協議委員の選挙
- 委員の選挙
- 委員議長の報告
- 日程第一 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、関東運輸局埼玉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めらるの件

平成二年六月七日 衆議院會議録第二十三号 平成二年度一般會計予算外二件兩院協議會協議委員の選挙

午後三時三分開議

○議長(櫻内義雄君) これより會議を開きます。

○議長(櫻内義雄君) 本日、參議院から、平成二年度一般會計予算、平成二年度特別會計予算、平成二年度政府関係機関予算はいずれも否決した旨の通知を受領するとともに、返付を受けました。よって、国会法第八十五條第一項により、本院は、平成二年度一般會計予算外二案について兩院協議會を求めなければなりません。

平成二年度一般會計予算外二件兩院協議會協議委員の選挙

○議長(櫻内義雄君) つきましては、これより兩院協議會協議委員の選挙を行います。

○佐藤敬夫君 兩院協議會協議委員の選挙は、その手続を省略して、議長において直ちに指名されることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 佐藤敬夫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、協議委員は議長において指名するに決しました。

直ちに指名いたします。

平成二年度一般會計予算外二件兩院協議會協議委員

- | | |
|--------|--------|
| 越智 伊平君 | 近藤 鉄雄君 |
| 野田 毅君 | 佐藤 信二君 |
| 原田昇左右君 | 宮下 創平君 |
| 谷川 和穂君 | 越智 通雄君 |
| 中村喜四郎君 | 中村正三郎君 |
- ただいま指名いたしました協議委員諸君は、直ちに議長応接室に御参集の上、議長、副議長各一名を互選されることを望みます。

午後三時五分休憩

○議長(櫻内義雄君) この際、暫時休憩いたします。

午後五時四十二分開議

○議長(櫻内義雄君) 休憩前に引き続き會議を開きます。

平成二年度一般會計予算外二件兩院協議會協議委員議長の報告

○議長(櫻内義雄君) 平成二年度一般會計予算外二件兩院協議會協議委員議長から報告書が提出されました。よって、この際、協議委員議長の報告を求めます。越智伊平君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔越智伊平君登壇〕

○越智伊平君 平成二年度一般會計予算外二件兩院協議會の経過及び結果を御報告いたします。

平成二年度一般會計予算、平成二年度特別會計予算及び平成二年度政府関係機関予算は、御承知のように去る五月十日衆議院において否決されました。本七日參議院において否決されましたため、兩院協議會を開くこととなったものであります。

兩院協議會協議委員は、先ほどの本會議において議長より指名されました後、直ちに協議委員議長、副議長の互選を行いました。その結果、議長には私が、副議長には近藤鉄雄君が当選いたしました。

引き続き、兩院協議室に兩院の協議委員が参集いたしました。くじにより、參議院側において議長を務めることになりました。

平成二年六月七日 衆議院會議録第二十三号

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案外一件 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案

両院協議会においては、平成二年度一般会計予算外二案について、まず最初に、衆議院側から可決した趣旨について説明を聴取し、続いて、参議院側から否決した趣旨について説明を聴取した後、各協議委員から意見が述べられ、消費税をめぐり問題の初め、税収見積もり、国民負担率の見直し、防衛関係費、予算書作成のあり方の問題等について種々協議が重ねられました。意見の一致を見るに至らず、両院協議会としては、成案を得るに至らなかつたものとして、これを各議院にそれぞれ報告することとし、両院協議会は終了いたしました。

協議の内容につきましては、會議録により御承知願いたいと存じます。以上のとおり、両院協議会としては、成案を得るに至りませんでした。

以上、御報告いたします。(拍手)
○議長(櫻内義雄君) ただいま両院協議会協議委員議長から報告されましたとおり、平成二年度一般会計予算外二案につきましては、両院の意見が一致いたしませんので、憲法第六十条第二項により、本院の議決が国会の議決となりました。(拍手)

日程第一 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第二 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、関東運輸局埼玉陸運支局の自動車検査登録事務所を設置し承認を求めめるの件、右両件を一括して議題といたします。

○議長(櫻内義雄君) 日程第一、船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、日程第二、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、関東運輸局埼玉陸運支局の自動車検査登録事務所を設置し承認を求めめるの件、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。運輸委員長田名部匡省君。

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書
地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、関東運輸局埼玉陸運支局の自動車検査登録事務所を設置し承認を求めめるの件及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔田名部匡省君登壇〕

○田名部匡省君 ただいま議題となりました両案件につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。まず、船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

本案は、船員雇用促進センターが船員労働供給事業を行うことができることとするほか、当該事業の適正な運営を確保するための措置、当該事業に従事する船員の職業及び生活の安定を図るための関係法律の特例適用等の措置を講ずることにより、外航海運における船員の海上職域を確保し、その雇用の一層の促進を図らうとするものであります。本案は、三月二十日本委員会に付託され、四月十八日大野運輸大臣から提案理由の説明を聴取した後、六月五日質疑を行いました。その質疑の主な事項を申し上げますと、外航海運の現況、離職船員の雇用の確保及び船員労働供給事業の概要等についてであります。かくて、同日質疑を終了し、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に

基づき、関東運輸局埼玉陸運支局の自動車検査登録事務所を設置し承認を求めめるの件につきまして申し上げます。本案は、埼玉県の南東部地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するため、埼玉県春日部市に関東運輸局埼玉陸運支局の下部組織として春日部自動車検査登録事務所を設置する必要があるとの設置について国会の承認を求めようとするものであります。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。次に、日程第二につき採決いたします。本案は委員長の報告のとおり承認するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり承認するに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり承認するに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり承認するに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり承認するに決しました。

用安定等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。社会労働委員長畑次郎君。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕
○畑次郎君登壇

○畑次郎君 ただいま議題となりました高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。本案は、人口構造の高齢化の一層の進展及び高年齢者の雇用の状況にかんがみ、高年齢者等の職業の安定と雇用の確保のための諸施策の充実等を図らうとするもので、その主な内容は、第一に、労働大臣は、高年齢者等職業安定対策基本方針を策定し、六十五歳までの高年齢者の雇用機会の増大の目標、事業主が行うべき条件整備のための指針等を定めること、第二に、六十歳以上六十五歳未満の定年到達者が定年後も同一の事業主に雇用されることを希望するときは、事業主は、諸条件の整備を行つてもなおその者の能力に応じた雇用機会を確保することが著しく困難である場合を除き、その者が六十五歳に達するまでの間、雇用するように努めなければならないこと、第三に、公共職業安定所長は、定年到達者の安定した雇用の確保を図るため必要と認めるときは、事業主に対し、諸条件の整備の実施に關して必要な勧告をすることができること等であります。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり承認するに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり承認するに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり承認するに決しました。

公明党・国民会議、日本共産党、民社党及び進歩民主連合の大派共同により、事業主に対する雇用状況の報告義務及び法施行後の検討等についての修正案が提出され、採決の結果、本案は修正案のとおり全会一致をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

日程第四 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(福島二君外四名提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第四、水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長戸塚進也君。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔戸塚進也君登壇〕

○戸塚進也君 たいだいま議題となりました水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、水俣病に係る認定等に関する処分の現状にかんがみ、引き続き、認定業務の促進を図るための措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、環境庁長官に対して水俣病に係る認定の申請をすることが出来る期限を、平成五年九月三十日まで延長すること、

第二に、環境庁長官に認定の申請をすることが出来る者の範囲を、昭和五十七年八月三十一日以前に公害健康被害の補償等に関する法律による申請をしていた者で、いまだ申請に関する処分を受けていないものまで拡大すること

○議長(櫻内義雄君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 本日、これにて散会いたします。

〔賛成者起立〕

午後五時五十八分散会

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。

出席國務大臣

Table listing cabinet ministers and their names, including Prime Minister Nakasone, Foreign Minister Nakasone, and others.

朗読を省略した議長の報告

(報告書受領)

一、去る五日、内閣から次の報告書を受領した。首都圏整備法第三十条の二の規定に基づく平成元年度首都圏整備に関する年次報告

内閣委員

Table listing cabinet members and their names, including members of the Council of Ministers and various committees.

柳田 稔君	菅原喜重郎君
児玉 健次君	小沢 和秋君
岩屋 毅君	古賀 一成君
北村 直人君	三原 朝彦君
小沢 和秋君	児玉 健次君
菅原喜重郎君	柳田 稔君
商工委員	
小沢 和秋君	補欠 児玉 健次君
児玉 健次君	小沢 和秋君
運輸委員	
井奥 貞雄君	補欠 井奥 貞雄君
山村新治郎君	山村新治郎君
井奥 貞雄君	山村新治郎君
通信委員	
佐田玄一郎君	補欠 古賀 一成君
長勢 甚遠君	山崎 拓君
真鍋 光広君	光武 顕君
村田 吉隆君	山村新治郎君
中井 治君	塚本 三郎君
古屋 圭司君	佐田玄一郎君
光武 顕君	真鍋 光広君
山崎 拓君	長勢 甚遠君
山村新治郎君	村田 吉隆君
塚本 三郎君	中井 治君
建設委員	
田中 秀征君	補欠 三原 朝彦君
東家 嘉幸君	野呂田芳成君
中山 成彬君	古賀 一成君
菅原喜重郎君	柳田 稔君
古賀 一成君	中山 成彬君
野呂田芳成君	東家 嘉幸君
三原 朝彦君	田中 秀征君
柳田 稔君	菅原喜重郎君

環境委員

野呂田芳成君	補欠 松浦 昭君
築瀬 進君	福島 護二君
長谷百合子君	馬場 昇君
塚本 三郎君	中井 治君
中井 治君	塚本 三郎君
福島 護二君	築瀬 進君
松浦 昭君	野呂田芳成君
馬場 昇君	長谷百合子君
議院運営委員	
石橋 大吉君	補欠 堀込 征雄君
田口 健二君	沢藤礼次郎君
鉢谷 修君	沢谷 修君
東 祥三君	森本 晃司君
沢藤礼次郎君	田口 健二君
渡谷 修君	鉢谷 修君
堀込 征雄君	鉢谷 修君
石橋 大吉君	石橋 大吉君

(特別委員) 辞任及び補欠選任

一、去る五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
交通安全対策特別委員

辞任 遠藤 乙彦君
補欠 草野 威君

(議案付託)
一、去る五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

臨時行政改革推進審議会設置法案(内閣提出第六五号)

公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案(馬場昇君外一名提出、衆法第一一七号) 文教委員会 付託
(議案送付)
一、去る五日、衆議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
スパイクタイヤ粉じんの発生防止に関する法律案

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
一、去る五日、予備審査のため次の本院議員提出案を衆議院に送付した。
公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案(馬場昇君外一名提出)

(答弁書受領)
一、去る五日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員平田米男君提出アトピー性皮膚炎に関する質問に対する答弁書

アトピー性皮膚炎に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
平成二年五月十七日

提出者 平田 米男
衆議院議長 櫻内 義雄殿

アトピー性皮膚炎に関する質問主意書
急激に患者が増え続けているアトピー性皮膚炎の原因は、いまだにはっきりとは解明されていません。そのため医師の間で、この病気に對する考え方、治療法に大きな食い違いがあり、受診する病院によって異なる説明を受けるなど、患者やその家族は、大変な思いで生活しているのです。
従って、この病気を克服するために行政の対応が必要であると思ひ、次の事項について質問します。

一 アトピー性皮膚炎に悩む患者がどの位いるのか、明らかになりたい。
二 行政の関係機関による今日までの研究成果を明らかにされたい。
三 現在、患者に対する治療はどのようなになっているのか、明らかになりたい。
四 政府は、研究・治療などの予算を含めて今後どのように対応されるのか、方針を示していただきたい。

右質問する。

内閣答復一八第七号
平成二年六月五日
内閣総理大臣 海部 俊樹
衆議院議長 櫻内 義雄殿
衆議院議員平田米男君提出アトピー性皮膚炎に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
[別紙]

衆議院議員平田米男君提出アトピー性皮膚炎に関する質問に対する答弁書
一について
アトピー性皮膚炎の患者数については不明である。

なお、厚生省の患者調査によれば、アトピー性皮膚炎及び関連病態として昭和六十二年十月の調査日一日において医療機関で受診した推定患者数は、二万八千五百人である。

二について
昭和六十三年度から小児医療研究委託費で「小児アレルギー疾患の病因機序の解明に関する研究」(主任研究者 飯倉洋治国立小児病院小児医療研究センター部長)を行い、病態解明、検査法及び治療法の研究を続けてきているところであるが、これまでに、アトピー性皮膚炎の免疫学的発生機序の新たな解明、診断方法についての開発等の成果を挙げている。今後とも、食習慣や生活習慣の変化とアトピー性皮膚炎との関係について研究を進め、病態解明、一層確実な検査法及びその治療法の開発に努めることとしている。

また、平成元年度から心身障害研究においてもアトピー性皮膚炎の診断基準等の検討を開始したところである。

三について
アトピー性皮膚炎の患者に対する治療は、現在、軟膏の塗布等の対症療法を主体として行

われているが、その他には食事制限等の生活指導が行われている。

今後ともアトピー性皮膚炎の病態解明、検査法、治療法、診断基準等に関する研究を推進してまいりたい。

(書件通知書受領)

一、去る五日、内閣から、衆議院議員井信隆君提出労働行政に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成二年六月二十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

報告書

平成二年度一般会計予算

右は、両院協議会の成案を得なかつた。よつて報告する。

平成二年六月七日

算外二件両院協議会

衆議院協議委員長 越智 伊平

衆議院議長 櫻内 義雄殿

報告書

平成二年度特別会計予算

右は、両院協議会の成案を得なかつた。よつて報告する。

平成二年六月七日

算外二件両院協議会

衆議院協議委員長 越智 伊平

衆議院議長 櫻内 義雄殿

報告書

平成二年度政府関係機関予算

右は、両院協議会の成案を得なかつた。よつて報告する。

平成二年六月七日
平成二年度一般会計予算
算外二件両院協議会

衆議院協議委員長 越智 伊平
衆議院議長 櫻内 義雄殿

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右

平成二年三月二十日

内閣総理大臣 海部 俊樹

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律

船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第二十三条」に、「第十六条」を「第二十四条・第二十五条」に改める。

第七条第一項第二号中「第十五条」を「第二十三条第一項」に改め、同項第四号中「三年の懲役又は禁錮の刑」を「禁錮」に改め、「処せられ」の下に「若しくはこの法律若しくは船員職業安定法の規定により罰金の刑に処せられ」を加え、「二年」を「五年」に改める。

第八条第一号中「及び船員の就職の奨励」を削り、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 船員職業紹介(船員職業安定法第六條第二項に規定する船員職業紹介をいう。)、船員労働供給(同条第六項に規定する船員労働供給をいう。以下同じ。)、その他船員の就職の奨励に関する事業を行うこと。

第九条の見出し中「船員職業安定法」を「船員職業紹介事業についての船員職業安定法」に改め、同条第一項中「第三十三條」を「第三章第一節及び

第五十九條から第六十一條まで」に改め、「船員雇用促進センター」の下に「が行う船員職業紹介事業を加え、同条第二項中「第二十一條まで」を「第十九條まで及び第二十一條」に、「の行う船員職業紹介」を「が行う船員職業紹介事業」に改める。

第四章 罰則

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十二條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の刑を科する。

第十五條の見出し中「取消し」を「取消し等」に改め、同条第一項中「取り消す」を「取り消し、又は期間を定めて船員雇用促進等事業の全部若しくは一部の停止を命ずる」に改め、同項第二号中「第十八條第二項又は前条」を「第十二條第二項、第十八條第二項又は第二十一條」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 この章の規定、当該規定に基づく命令又は第十二條第一項の規定により認可を受けた船員労働供給規程に違反したとき。

第十五條第二項中「取り消した」を「取り消し、又は船員雇用促進等事業の全部若しくは一部の停止を命じた」に改め、第三章中同条を第二十三條とし、同条の前に次の一條を加える。

(報告及び検査)
第二十二條 運輸大臣は、船員雇用促進等事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、

て、船員雇用促進センターに対し、船員雇用促進等事業に關し必要な報告をさせ、又はその職員に、船員雇用促進センターの事務所に立ち入り、船員雇用促進等事業の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは關係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、關係者の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十四條を第二十一條とし、第十三條を第二十二條中「職員」の下に「(労働供給船員である者を除く。）」を加え、同条を第十九條とする。

第十一條第二項中「この法律若しくはこの法律」を「この章の規定、当該規定に改め、「処分」の下に「若しくは第十二條第一項の規定により認可を受けた船員労働供給規程を、「したとき」の下に「(船員雇用促進等事業に關し著しく不適当な行為をしたとき)」を加え、同条を第十八條とし、第十條を第十七條とし、第九條の次に次の七條を加える。

(船員労働供給事業についての船員職業安定法の適用除外)
第十條 船員職業安定法第三章第三節及び第五十九條から第六十一條までの規定は、船員雇用促進センターが行う船員労働供給事業については適用しない。

(船員労働供給事業の実施に關する基本的事項)
第十一條 船員雇用促進センターが行う船員労働供給事業は、船員労働供給の対象となる船員(以下「労働供給船員」という。)として船員雇用促進センターが雇用する者について行ふ。ただし、その雇用する労働供給船員のみによつては船員労働供給契約(船員雇用促進センターが事

業紹介事業についての船員職業安定法」に改め、同条第一項中「第三十三條」を「第三章第一節及び

業紹介事業についての船員職業安定法」に改め、同条第一項中「第三十三條」を「第三章第一節及び

業紹介事業についての船員職業安定法」に改め、同条第一項中「第三十三條」を「第三章第一節及び

業主に対し船員労働供給を行うことを約する契約をいう。以下同じ。に基づく船員労働供給の役務の提供が困難である場合その他の運輸省令で定める場合においては、労働供給船員とならうとする者として船員雇用促進センターが行う登録を受けた者についても行うことができる。

2 船員雇用促進センターは、次に掲げる基準に適合する者の中から労働供給船員を雇用するものとする。

一 海上企業をめぐる経済事情及び国際環境の変化、船舶に係る技術革新等に対処して我が国の海上運送を適正に確保し、又はその健全な発展を促す見地から必要と認められる措置であつて国際航海に従事する日本船舶に係る船員の就業構造の変更その他の政令で定めるものに伴い離職を余儀なくされた者であること。

二 船員雇用促進センターとの雇用関係を基礎としてその職業及び生活の安定のための特別措置を講ずることが適切であると認められる者として運輸省令で定める要件に該当する者であること。

3 船員雇用促進センターは、船員労働供給契約において船員労働供給の役務に従事する労働供給船員と当該船員労働供給の役務の提供を受ける事業主との間で雇入契約(船員法(昭和二十二年法律第百号)又は同法に相当する外国の法令の適用を受ける雇入契約をいう。)を締結することとされている場合でなければ、船員労働供給を行うてはならない。ただし、同法第一条第一項に規定する船舶以外の船舶であつて運輸省令で定めるものに係る船員労働供給については、この限りでない。

4 船員雇用促進センターは、船員労働供給を行うおとすときは、あらかじめ、当該船員労働供給の役務に従事することとなる者に対し、その従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

5 船員職業安定法第二十一条の規定は、船員雇用促進センターが行う船員労働供給事業について準用する。この場合において、同法第一項中「求職者を紹介してはならない」とあるのは「船員労働供給(当該同盟罷業、閉出又はけい船の行われる際に当該船舶につき船員労働供給を行つてゐる場合にあつては、当該船員労働供給及びこれに相当するものを除く。)を行つてはならない」と、同法第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは「無制限に船員労働供給が行われる」と、「求職者を紹介してはならない」とあるのは「船員労働供給(当該通報の際現に当該船舶につき船員労働供給を行つてゐる場合にあつては、当該船員労働供給及びこれに相当するものを除く。)を行つてはならない」と、「求職者を紹介する」とあるのは「船員労働供給を行う」と読み替へるものとする。

6 前各項に規定するもののほか、船員労働供給事業について船員雇用促進センターが遵守すべき事項は、運輸省令で定める。

第十二条 船員雇用促進センターは、次に掲げる事項に関し船員労働供給規程を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 労働供給船員の雇用の手続並びに前条第一項ただし書の登録の要件及び手続に関する事項

二 労働供給船員との間の雇用契約において定める事項

三 前条第一項ただし書の登録を受けた者について当該登録に基づき講ずる措置に関する事項

四 船員労働供給契約において定める事項

五 前各号に掲げるもののほか、船員労働供給事業の実施に関し必要な事項

第十三条 船員雇用促進センターは、運輸省令で定めるところにより、船員労働供給事業に係る経理その他の事業に係る経理とを区分して整理しなければならない。

第十四条 船員雇用促進センターとその雇用する労働供給船員との労働関係については、労働供給船員を船員法第二条第二項に規定する予備船員と、船員雇用促進センターを同法第五条の規定により船舶所有者に関する規定の適用を受ける者とみなして、同法第一条第一項、第四項、第三十一条から第三十五条まで、第四十四条の二、第四十四条の三、第五十条第一項及び第三項、第五十二条から第五十四条まで、第五十六条、第五十八条の二、第七項、第八十一条第一項、第八十三条、第八十七項第一項本文及び第二項本文、第十項、第十一項(第九十七項第三項及び第四項を除く。)、第一百零九項、第一百一十二条、第一百五項、第一百零六項、第一百七項(第五項を除く。)、第一百零八項から第一百零九項、第一百一十二条から第一百七項まで、第一百九条、第二百九条の二、第二百一十一条の二並びに第二百四十七条の規定並びに当該規定に基づいて発する命令の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。この場合において、同法第四十四条の二第一項中「第八十七項第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しない期間」とあるのは「第八十七項第一項本文又は第二項本文の規定によつて船員労働供給(船員の雇用の促進に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。))第八号に規定する船員労働供給をいう。以下同じ。の役務に従事しない期間」と、同法第五十三項第二項中「これを毎月」とあるのは「船舶所有者が雇用契約に基づきこ

れを支払うべきこととされている期間において毎月」と、同法第七十四条第一項及び第二項中「同一の事業に属する船舶」とあるのは「特別措置法第十一条第一項ただし書に規定する船員労働供給契約に係る船舶」と、同項中「第八十七項第一項又は第二項の規定によつて勤務に従事しない期間」とあるのは「第八十七項第一項本文又は第二項本文の規定によつて船員労働供給に係る勤務に従事しない期間」と、同法第七十五条第一項中「二十五日」とし、連続した勤務三箇月を増すことと五日を加える」とあるのは「二十五日を基準として命令で定める日数とする」と、同法第二項中「十五日」とし、連続した勤務三箇月を増すことと三日」とあるのは「十五日を基準として命令で定める日数」と、「一日」を加える」とあるのは「一日を加えた日数」とする」と、同法第七十八項第一項中「並びに命令で定める手当及び食費」とあるのは「及び命令で定める手当」と、同法第八十一条第一項中「作業用具の整備、医薬品の備付け、安全及び衛生に関する教育その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に關し命令の定める事項」とあるのは「安全及び衛生に關する教育その他の船員労働供給の役務に従事する者の安全及び健康の確保に關し命令で定める事項」と、同法第八十三条第一項中「船舶に乗り組ませてはならない」とあり、及び同法第二項中「使用してはならない」とあるのは「船員労働供給の役務に従事させてはならない」と、同項中「前項但書の場合」とあるのは「前項ただし書の場合に当該船員労働供給が第一項第一項に規定する船舶に係るものである場合を除く。」と、同法第八十七項第一項本文及び第二項本文中「船内で使用してはならない」とあるのは「命令で定める場合を除き船員労働供給の役務に従事させてはならない」と、同法第八十九項第二項中「雇入契約存続中」とあるのは「船員労働供給の役務に従事するために乗船中」と、同法第九十五条中「船員保険法」とあ

上不適当となつたと認めるときは、船員雇用促進センターに対し、その船員労働供給規程を変更すべきことを命ずることが出来る。

(区分経理)

第十三条 船員雇用促進センターは、運輸省令で定めるところにより、船員労働供給事業に係る経理その他の事業に係る経理とを区分して整理しなければならない。

第十四条 船員雇用促進センターとその雇用する労働供給船員との労働関係については、労働供給船員を船員法第二条第二項に規定する予備船員と、船員雇用促進センターを同法第五条の規定により船舶所有者に関する規定の適用を受ける者とみなして、同法第一条第一項、第四項、第三十一条から第三十五条まで、第四十四条の二、第四十四条の三、第五十条第一項及び第三項、第五十二条から第五十四条まで、第五十六条、第五十八条の二、第七項、第八十一条第一項、第八十三条、第八十七項第一項本文及び第二項本文、第十項、第十一項(第九十七項第三項及び第四項を除く。)、第一百零九項、第一百一十二条、第一百五項、第一百零六項、第一百七項(第五項を除く。)、第一百零八項から第一百零九項、第一百一十二条から第一百七項まで、第一百九条、第二百九条の二、第二百一十一条の二並びに第二百四十七条の規定並びに当該規定に基づいて発する命令の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。この場合において、同法第四十四条の二第一項中「第八十七項第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しない期間」とあるのは「第八十七項第一項本文又は第二項本文の規定によつて船員労働供給(船員の雇用の促進に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。))第八号に規定する船員労働供給をいう。以下同じ。の役務に従事しない期間」と、同法第五十三項第二項中「これを毎月」とあるのは「船舶所有者が雇用契約に基づきこ

るの「船員保険法(特別措置法第十五条第一項の規定により適用される場合を含む。)」と、同法第百一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律(特別措置法第十四条第一項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)」と、「船員の労働関係」とあるのは「船員の労働関係(特別措置法第十四条第四項に規定する労働関係を含む。)」と、同法第百十三条中「労働協約」とあるのは「特別措置法第十二条第一項の規定により認可を受けた船員労働供給規程、労働協約」と、「船内及びその他の事業場内」とあるのは「事業場内」とする。

2 前項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る労働供給船員が同法第一条第一項に規定する船舶に乗り組んでいる場合には、前項の規定にかかわらず、同法第十章の規定は、当該労働関係については、適用しない。

3 第一項の規定により船員法及び同法に基づいて発する命令の規定を適用する場合における技術的説替えその他必要な事項は、命令で定め

4 第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係については、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)(第一条から第十一条まで、第一百七条から第十九条まで及び第二百二十一条を除く。)、労働災害防止団体法(昭和三十九年法律第十八号)及び労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の規定は、適用しない。ただし、労働基準法第七条の規定の適用については、当該労働関係に係る労働供給船員が船員労働供給契約に基づく船員労働供給の役務に従事していない場合に限る。

5 第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る労働供給船員は、労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)、最低賃金法(昭和二十四年法律第三十七号)、勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)及び

賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)並びにこれらの法律に基づいて発する命令の規定の適用については、船員法の適用を受ける船員とみなす。この場合において、必要な技術的説替えは、命令で定める。

6 第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係についての雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)の規定の適用に関しては、同法第三十四条第一項中「船員法(昭和二十二年法律第百号)第八十七条第一項若しくは第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」とあるのは、「船員の雇用の促進に関する特別措置法第十四条第一項の規定により読み替えて適用される船員法(昭和二十二年法律第百号)第八十七条第一項若しくは第二項本文の規定によつて船員労働供給の役務に従事しなかつたこと」とする。

第十五条 前条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係(同条第二項の規定により同法第十章の規定が適用されない場合における当該労働関係を除く。次条第一項において同じ。)に係る労働供給船員は、船員保険法(昭和四十四年法律第七十三号)第十七条の規定による船員保険の被保険者に含まれるものとして、同法及び同法に基づいて発する命令の規定を適用する。この場合において、同法第四条ノ二第一項第四号中「船員」とあるのは「船員(労働供給船員(船員の雇用の促進に関する特別措置法(以下特別措置法)ト称ス) 第十一条第一項ニ規定スル労働供給船員ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ヲ含ム」と、同法第十条中「船員」とあるのは「船員(労働供給船員ヲ含ム)」と、同法第十七条中「船員(以下船員ト称ス)」とあるのは「船員(労働供給船員ヲ含ム以下船員ト称ス)」と、同法第二十五条ノ二第一項中「船員法」とあるのは「船員法(特別措置法第十四条第一項ノ規定ニ依リ適用セラルル場合ヲ

含む以下之ニ同ジ)」と、同法第二十八条第一項及び第三十一条第一項中「雇入契約存続中」とあるのは「特別措置法第八条第二号ニ規定スル船員労働供給ノ役務ニ従事スル為乗船中」とする。

2 前項の規定により船員保険法及び同法に基づいて発する命令の規定を適用する場合における技術的説替えその他必要な事項は、命令で定める。

3 前条第二項に規定する場合における当該労働供給船員についての船員保険法の規定の適用に関しては、同法第三十三条ノ三第二項及び第三十三条ノ二第四項中「該当スル場合ニ於ケル」とあるのは「該当スル場合船員の雇用の促進に関する特別措置法第十一条第一項ニ規定スル労働供給船員が同法第八条第二号ニ規定スル船員労働供給ノ役務ニ従事スル為使用セラルル場合ヲ除ク」ニ於ケル」と、同法第五十九条第四項第一号及び第六十条第一項第一号中「受クルコトヲ得ルモノ」とあるのは「受クルコトヲ得ルモノ(船員の雇用の促進に関する特別措置法第十三条第一項ニ規定スル労働供給船員ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テ同法第八条第二号ニ規定スル船員労働供給ノ役務ニ従事スル為使用セラルルモノヲ含ム)」とし、同法に基づいて発する命令の規定の適用については、同法に基づいて発する命令の規定の適用に

4 第一項の規定により船員保険法第十七条の規定による船員保険の被保険者に含まれるものとされた労働供給船員(以下「船員保険の被保険者」といふ)に含まれるものとされた労働供給船員(以下「労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)及び雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)の規定は、適用しない。

5 船員保険の被保険者に含まれるものとされた労働供給船員及びその被扶養者(船員保険法第

一条第三項に規定する被扶養者をいう。次項において同じ)は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第五条の規定にかかわらず、同条に規定する国民健康保険の被保険者となしない。

6 船員保険の被保険者に含まれるものとされた労働供給船員及びその被扶養者は、精神保健法(昭和二十五年法律第百二十三号)、結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)及び老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)並びにこれらの法律に基づいて発する命令の規定の適用については、それぞれ、船員保険法の規定による被保険者及び同法の規定による被扶養者とみなす。この場合において、必要な技術的説替えは、命令で定める。

(厚生年金保険法等の適用に関する特例) 第十六条 第十四条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る労働供給船員及び船員雇用促進センターは、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)及び同法に基づいて発する命令の規定の適用については、それぞれ、同法第六十一条第三号に規定する船員及び船舶所有者とみなす。この場合において、同法中「使用される者」とあるのは「使用される者(船員の雇用の促進に関する特別措置法(以下「特別措置法」といふ) 第十一条第一項に規定する労働供給船員(以下「労働供給船員」といふ)を除く。)」と、「以下単に「船舶」といふ」とあるのは「以下単に「船舶」といふ。又は労働供給船員を使用する船舶所有者の事業所若しくは事務所」と、同法第二十四条の二中「船員保険法」とあるのは「船員保険法(特別措置法第十五条第一項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)」と、同法附則第八条第二項中「船舶」とあるのは「船舶(労働供給船員にあつては、当該労働供給船員を使用する船舶所有者の事業所又は事務所)」とする。

は事務所」とする。

平成二年六月七日 衆議院會議録第二十三号

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、
関東運輸局埼玉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めるとの件及び同報告書

2 前項の場合における技術的改善その他必要な事項は、命令で定める。

3 第一項の規定により厚生年金保険法第六條第一項第三号に規定する船員とみなされる労働供給船員は、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)(以下「昭和六十年改正法」という。)附則第八條第八項、第十二條第一項(第五号に係る部分に限る。)、第四十六條、第四十七條第四項及び第五十二條の規定並びに国民年金法等の一部を改正する法律(平成元年法律第八十六号)附則第十條第三項の規定の適用については昭和六十年改正法附則第五條第十二号に規定する第三種被保険者と、昭和六十年改正法附則第八十一條第三項の規定の適用については同項に規定する厚生年金保険の被保険者とみなす。

附則第二項中「昭和七十年六月三十日」を「平成七年六月三十日」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条 船員職業安定法の一部改正(船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。)

第六條第六項中「基いて」を「基ついて」に使用させるを、「の指揮命令を受けて労働に従事させる」に改める。

第五十三條中「第五十四條」を「次條」に、「使用して」を「自らの指揮命令の下に労働に従事させて」に改める。

理由

海上企業をめぐり経済事情及び国際環境の変化等に対処して我が国の海上運送を適正に確保する等の見地から必要となる措置の実施に伴い離職を余儀なくされる船員について、新たな海上職域を確保し、その雇用の一層の促進を図るため、船員雇用促進センターが船員労働供給事業を行うことができることとするほか、当該事業の適正な運営を確保するための措置、当該事業に従事する船員の職業及び生活の安定を図るための関係法律の特別適用等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、外航海運における日本船舶への外国人船員の導入の拡大が実施される等、我が国船員の労働をめぐり環境の変化を踏まえ、外国船への配業を促進する等日本人船員の海上職域を確保し、その雇用の一層の促進と安定を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 船員雇用促進センター(以下「センター」という。)の事業として、船員労働供給事業を追加することとし、これに伴い、船員職業安定法の船員労働供給事業の禁止等の規定は、センターについては適用しないこととする。

2 センターが行う船員労働供給事業は、一定の基準に適合する者の中からセンターが雇用する者について行い、一定の場合においては、センターが行う登録を受けた者についても行うことができることとする。

3 センターは、労働供給船員の雇用の手続きに關する事項、船員労働供給契約において定める事項等に関し船員労働供給規程を定め、

運輸大臣の認可を受けなければならないこととする。

4 センターが雇用し、外国船へ労働供給される船員についても船員法及び船員保険法の規定を適用する等関係法律の適用に關する特別措置を講ずることとする。

5 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、外航海運における船員の海上職域を確保し、その雇用の一層の促進と安定を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成二年度運輸省所管一般会計予算中、外国船配業促進事業補助金として一億八千万円が計上されている。右報告する。

平成二年六月五日

運輸委員長 田名部匡省

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

船員の雇用の促進に關する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 外航海運をめぐり激しい国際競争に対処し、日本人船員の保全・育成を図るため、所要の施策の充実強化に努めること。

二 外国籍船に乗り組む日本人船員に対する法的保護を図るため、引き続き適切な対策を検討すること。

三 本法の改正にかかわる船員労働供給事業については、その実施状況を勘案の上、必要に応じてその事業内容について検討を行い、事業の適正な運営の確保に努めること。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、関東運輸局埼玉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めるとの件

右
国会に提出する。

平成二年三月二十日

内閣総理大臣 海部 俊樹

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、関東運輸局埼玉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めるとの件

運輸省設置法第四十三條第一項の規定により、関東運輸局埼玉陸運支局の自動車検査登録事務所を設置する必要があるため、別紙のとおりその設置に關して、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求めるとの件

別紙	名	稱	位	置	管	轄	区	域
	春日部自動車検査登録事務所		埼玉県春日部市		春日部市	草加市	越谷市	久喜市
					三郷市	幸手市	南埼玉郡のうち宮代町	北葛飾郡

理由
埼玉県の南東部地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するため、埼玉県春日部市に、関東運輸局埼玉陸運支局の自動車検査登録事務所を設置する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、関東運輸局埼玉陸運支局の自動車検査登録事務所を設置し承認を求め、(内閣提出)に関する報告書

一 本件は、埼玉県の南東部地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するため、埼玉県春日部市に、関東運輸局埼玉陸運支局春日部自動車検査登録事務所を設置する必要がある。その設置について地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものである。

二 本件の議決理由
本件は、埼玉県の南東部地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するための措置として妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

平成二年六月五日
運輸委員長 田名部匡省
衆議院議長 櫻内 義雄殿

右
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案
国会に提出する。

平成二年四月十九日
内閣総理大臣 海部 俊樹

平成二年六月七日 衆議院会議録第二十三号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の四の次に次の一条を加える。

(高年齢者等職業安定対策基本方針)

第二条の五 労働大臣は、高年齢者等の職業の安定に関する施策の基本となるべき方針(以下「高年齢者等職業安定対策基本方針」という。)を策定するものとする。

2 高年齢者等職業安定対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 高年齢者等の就業の動向に関する事項

二 高年齢者(六十五歳未満の者に限る。)の雇用の機会の増大の目標に関する事項

三 第二条の三の事業主が行うべき職業能力の開発及び向上並びに作業施設の改善その他の諸条件の整備に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針となるべき事項

四 前三号に掲げるもののほか、高年齢者等の職業の安定を図るため講じようとする施策の基本となるべき事項

3 労働大臣は、高年齢者等職業安定対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するとともに、中央職業安定審議会の意見を聴かなければならない。

4 労働大臣は、高年齢者等職業安定対策基本方針を定めるときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、高年齢者等職業安定対策基本方針の変更について準用する。

第三条第二項中「次章」を「前条、次章」に改める。

第四条の四の次に次の二条を加える。

(定年後の再雇用)

第四条の五 事業主は、定年(六十歳以上六十五歳未満のものに限る。)に達した者(次章において「定年到達者」という。)が当該事業主に再び雇用されることを希望するときは、その者が六十五歳に達するまでの間、その者を雇用するよう努めなければならない。ただし、職業能力の開発及び向上並びに作業施設の改善その他の諸条件の整備を行つてもなおその者の能力に応じた雇用の機会が得られない場合又は雇用を継続することが著しく困難となつた場合は、この限りでない。

(諸条件の整備に関する勧告)

第四条の六 公共職業安定所長は、定年到達者の安定した雇用の確保を図るため必要と認めるときは、当該事業主に対し、職業能力の開発及び向上並びに作業施設の改善その他の諸条件の整備の実施に関して必要な勧告をすることができ

て「定年到達者」という。)が当該事業主に再び雇用されることを希望するときは、その者が六十五歳に達するまでの間、その者を雇用するよう努めなければならない。ただし、職業能力の開発及び向上並びに作業施設の改善その他の諸条件の整備を行つてもなおその者の能力に応じた雇用の機会が得られない場合又は雇用を継続することが著しく困難となつた場合は、この限りでない。

第五十二条中「図るため」の下に、「高年齢者等職業安定対策基本方針に従い高年齢者等の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主であつて」を加え、「範囲の年齢」を「年齢以上六十五歳未満」に、「超える事業主」を「超えるもの」に改める。

第六十一条第二項中「十万円」を「二十万円」に改める。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(労働省設置法の一部改正)
第三条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十九号の二の次に次の一号を加える。

三十九の三 高年齢者等職業安定対策基本方針の策定に関すること。

第五十条第五十号中「基づいて」の下に「高年齢者等職業安定対策基本方針」を加える。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、関東運輸局埼玉陸運支局の自動車検査登録事務所を設置し承認を求め、(内閣提出)に関する報告書

理由
人口構造の高齢化の一層の進展及び高年齢者等の就業促進の措置に関する計画を定め、並びに「命じ、並びに中高年齢失業者等の就業促進の措置に関する計画を定める」を「命ずる」に改める。

理由
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、関東運輸局埼玉陸運支局の自動車検査登録事務所を設置し承認を求め、(内閣提出)に関する報告書

平成二年六月七日 衆議院會議録第二十三号

高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法

3 公共職業安定所長は、定年到達者の安定した雇用の確保を図るため必要と認めるときは、当該事業主に対し、諸条件の整備の実施に關して必要な勧告をすることができるとすること。

4 この法律は、平成二年十月一日から施行するものとする。

二 議案の修正議決理由

人口構造の高齢化の一層の進展及び高齢者の雇用の状況にかんがみ、高齢者等の職業の安定と雇用の確保のための諸施策の充実等を図ることは、時宜に適用するものと認めるが、なお、事業主に対する雇用状況の報告義務及び法施行後の検討等について、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党及び進歩民主連合より修正案が提出され、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。
平成二年六月五日

社会労働委員長 畑 英次郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

第五十二条中「図るため」の下に、「高齢者等職業安定対策基本方針に従い、高齢者の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主であつて」を加え、「範囲の年齢」を「年齢以上六十五歳未満」に、「超える事業主」を「超えるもの」に改める。

第五十五条中「労働大臣は」の下に、「前項の毎年一回の報告のほかに、」を加え、「定年に関する制度の状況その他高齢者の雇用に關する状況」を「同項に規定する状況」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

事業主は、毎年一回、労働省令で定めるところにより、定年に関する制度の状況その他高齢者の雇用に關する状況を労働大臣に報告しなければならない。

附則

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の高齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「新法」といふ)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(労働省設置法の一部改正)

第三条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第十二号の一部を次のように改正する。

第四号第三十九号の二の次に次の一号を加える。

三十九の三 高齢者等職業安定対策基本方針の策定に関する事項。

第五号第五十号中「基づいて」の下に「高齢者等職業安定対策基本方針及び中高年齢失業者等の就職促進の措置に関する計画を定め、並びに」を加え、「命じ、並びに中高年齢失業者等の就職促進の措置に関する計画を定める」を「命ずる」に改める。

〔別紙〕

高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議
高齢化社会を迎え、高齢者の雇就業機会の確保を図ることが極めて重要であることにかんがみ、政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう努めるべきである。

一 高齢者等職業安定対策基本方針の策定に当たっては、中央職業安定審議会において労使の意見を十分に聴きつつ、六十歳定年の完全定着及び六十五歳までの雇用機会の確保に向けて実効ある内容を定めるよう努めること。

二 平成五年度までに、六十歳定年の完全定着を図るため、高齢者雇用安定法に基づく行政指導等の一層の推進に努めるとともに、同年度ま

での六十歳定年の実施状況を勘案し、より実効ある措置の実施について、努力義務に関する規定の見直しを含め、検討を行うこと。
三 定年到達者の安定した雇用の確保を図るため、再雇用の努力義務等新法の効果的な運用に努めること。

四 雇用環境が厳しい状況にある中高年齢者について、その再就職の促進体制を強化するため、公共職業安定所の組織、機能について一層の充実強化を図ること。

五 企業における雇用のあり方について、現実に高齢者に雇用不安をもたらすことのないよう、また、積極的に中高年齢者の雇用維持に取り組むよう、一層の普及啓蒙に努めること。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。
平成二年五月二十二日

提出者

福島 護二 小杉 隆
武村 正義 園田 博之
渡瀬 憲明

賛成者

愛知 和男外六十七名

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法(昭和五十三年法律第百四号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「昭和六十五年九月三十日」を「平成五年九月三十日」に改め、同項第二号中「昭和五十四年八月三十一日」を「昭和五十七年八月三十一日」に改める。

附則

この法律は、平成二年十月一日から施行する。

理由

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の施行状況にかんがみ、環境庁長官に対して水俣病に係る認定の申請をすることができる期限を平成五年九月三十日まで延長するとともに、同法の適用対象となる公害健康被害の補償等に関する法律による水俣病に係る認定の申請をした者の範囲を昭和五十七年八月三十一日以前に同法による認定の申請をしていない者で当該申請に関する処分を受けていないものまで拡大する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約七百万円の見込みである。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(福島護二君外四名提出)に関する報告書
一 議案の目的及び要旨
本案は、水俣病に係る認定等に関する処分の現状にかんがみ、引き続き、認定業務の促進を図るための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 認定の申請期限の延長
旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法または公害健康被害の補償等に関する法律(以下「補償法」といふ)による水俣病に係る認定等の申請をした者で、当該申請に関する処分を受けていないものが、環境庁長官に対して水俣病に係る認定の申請をすることができる期限を、平成五年九月三十日まで、延長すること。

2 認定の申請をすることができる者の範囲の拡大
補償法による水俣病に係る認定の申請をした者で環境庁長官に対して水俣病に係る認定の申請をすることができるものの範囲を、昭

和五十七年八月三十一日以前に補償法による申請をしていた者で当該申請に関する処分を受けていないものまで拡大すること。

3 施行期日

この法律は、平成二年十月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

水俣病の認定業務の実施状況にかんがみ、環境庁長官に対する認定申請の期限を延長するとともに、認定の申請をすることができる者の範囲を拡大しようとする措置は妥当と認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約七百万円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三による内閣の意見

内閣を代表して北川環境庁長官から「政府としては、異存はない。」旨の意見が述べられた。右報告する。

平成二年六月五日

環境委員長 戸塚 進也

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 認定審査に当たっては、水俣病患者が一人でも見落されることのないように、全員が正しく救われるような精神にのっとりて行うこと。

二 水俣病については、医学的に判断困難な事例があることにかんがみ、科学的知見の積み重ねを踏まえて水俣病像及び判断条件について一層の検討を重ねること。

三 水俣病問題の重要性にかんがみ、速やかに住民の健康の状態、水質汚濁の状態等について総合的な調査を実施し、その結果に基づいて地域の実情に応じた水俣病対策を確立すること。

四 水俣病多発地域の住民については、その健康状態を長期にわたって把握し、必要に応じて適切な措置を講ずることにより健康被害の予防を図ること。

五 水俣病公害防止事業の埋立地を含め地域の特性を生かした具体的な振興策を一層推進することにより、水俣・芦北地域の活性化を図るよう努めること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局	
電話	03(587) 4302
定 価	本号一部 一・二三円 (税別)